

福島市除染マニュアル（第2版）

このマニュアルは、除染作業にあたっては除染実施者（市及び市の委託業者）と地域（市民）が連携し、統一した知見のもとに取り組む必要があり、除染作業に係る基本的な作業の方法と留意点について取りまとめたものであり、第1版（平成23年9月27日）策定以降、市で実施してまいりました除染の検証結果に基づき改訂したものです。

また、本マニュアルは比較的空間線量率が高い地域（ $0.99\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上）の施設等を面的に除染することを前提としたものであり、それ以下の地域は、空間線量率の程度に応じ必要な措置を選択し、除染することになります。

なお、町内会、企業等で自主的に除染作業を行なう場合は、本マニュアルに基づき実施していただくこととなりますが、まず市との協議が必要ですので市の放射能対策相談窓口にご相談ください。

本マニュアルは、今後開発される新たな除染手法等を積極的に取り入れ、引き続き適宜改訂してまいります。

目 次

第1 除染について	
1-1 除染の基本的考え方	2
1-2 除染の流れ	3
第2 除染の方法	
2-1 放射線量測定	3
2-2 除染方法	
(1) 住宅	4
(2) 道路	10
(3) 生活空間の森林	13
(4) 農地[水田・畑地]	15
(5) 農地[樹園地]	17
(6) 農地[牧草地・畦畔等]	18
※ 別紙「除去土壌等保管届出書」	

第1 除染について

1-1 除染の基本的考え方

(1) 除染は、標高の高いところから実施します。

除染は、

- ① 空間線量率の高いところ
- ② 多数の市民が利用する公共施設
を優先して実施します。

(2) 面的除染

生活空間の空間線量率が高い地域の空間放射線量を低減するためには、住宅、道路、田畑、森林等を含め面的に除染する必要があります。

(3) 公共施設除染

市、県、国等が管理する公共施設は、公共性や空間線量率を勘案し個別に除染してまいります。

(4) 緊急住宅除染

現在及び今後確認される玄関先、庭先（地上高1m）の空間線量率が $2.5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上又は $2.0\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上で18才以下の子供あるいは妊婦がいる住宅は緊急に除染します。

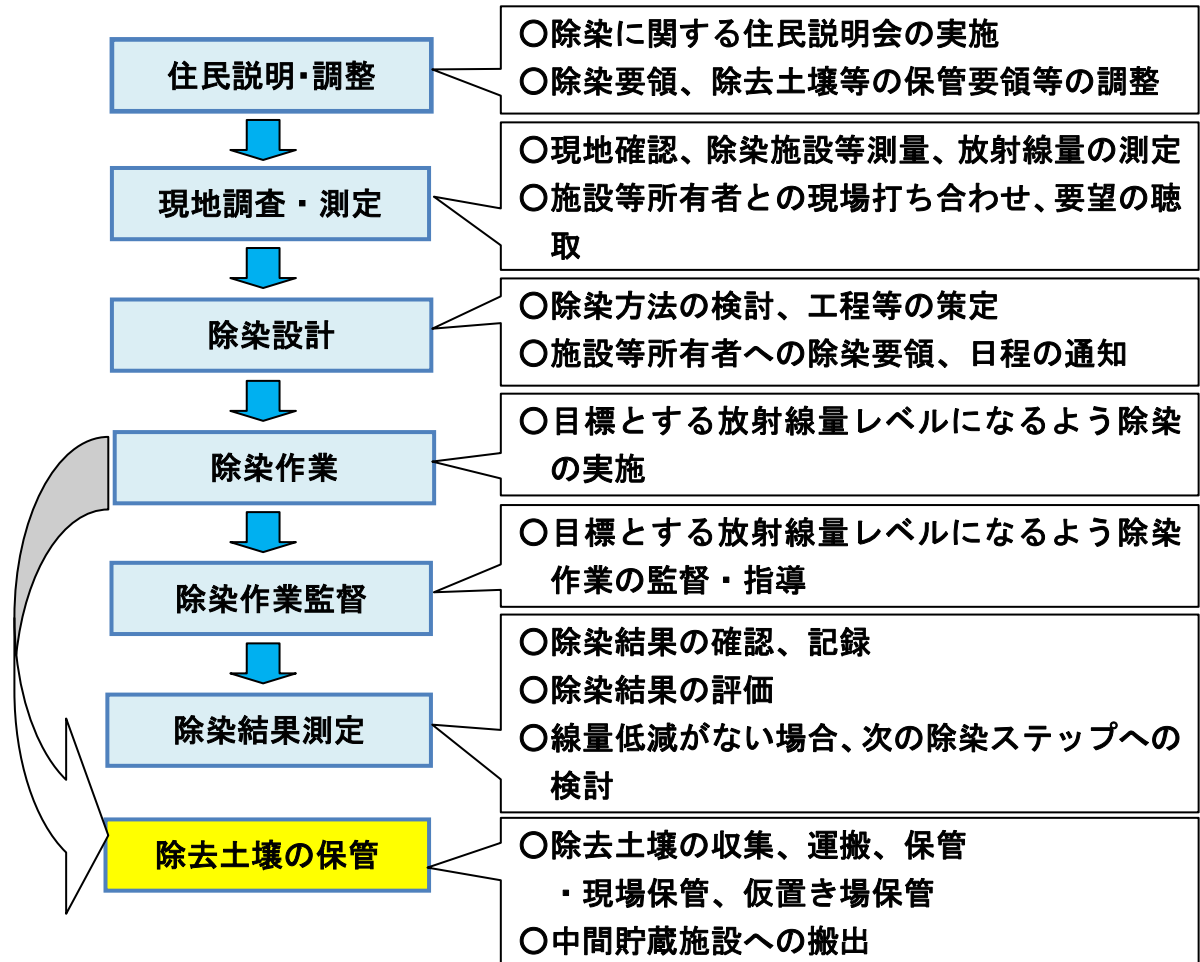
(5) ホットスポット除染

新たな測定により発見された局地的に空間線量率が高いホットスポット等は、町内会等と連携し個別に除染してまいります。

各除染の実施時期・場所

区分	除染実施時期	実施場所
面的除染	計画に基づき実施	空間線量率の高い地域 ・大波地区 ・渡利地区 ・その他の優先地域
公共施設除染	計画に基づき実施	公共性の高い施設等
緊急住宅除染	随時実施	市で放射線量を測定後、緊急除染対象と確認された住宅
ホットスポット除染	随時実施	町内会等からの要望に基づき選定

1-2 除染の流れ



第2 除染の方法

2-1 放射線量測定

(1) 放射線量測定の種類

放射線測定は、その目的に応じ次の2種類があります。

- ① 生活空間における平均的な空間線量率の測定
- ② 除染対象の除染の程度を確認するための空間線量率の測定

測定結果については、適宜市政だより、市ホームページ等により公表するとともに、施設等所有者に通知いたします。

(2) 線量測定要領

- ① 測定機器は、NaI又はCsIシンチレーションサーベイメータ及び状況によりガイガー＝ミュラー計数管型サーベイメータ（GMサーベイメータ）等を使用し、測定点の表面から1cm、50cm、1mの高さのうち、必要な位置で測定します。
- ② 除染作業前後における同一の測定点での測定には、同一の測定機器を用います。

- ③ 除染現場で測定機器を使用する際には、汚染防止のための措置を施すとともに、測定する際には検出部は地表面に平行にし、身体からなるべく離して測定します。
- ④ 測定機器には、正しい応答が得られるまでの時間の目安（時定数）があるため、これの3倍（時定数10の場合、30秒程度）をふまえて指示値を読み取ります。測定機器の指示値が振り切れる場合はレンジを切り替えて測定し、最大レンジでも振り切れた場合には、そのレンジの最大値以上と読み取るか、他の測定機器を用いて測定します。指示値が振れている場合は平均値を読み取ります。
- ⑤ 除染前・後（除去物の積込・搬出終了後）の結果について、観測地点ごとの空間線量率を測定し、数値、測定日時、用いた測定機器を記録します。

2-2 除染方法

(1) 住宅

ア 除染順序

除染順序は、各住宅の形状等により異なりますが、除染前・後の空間線量率を測定するとともに、上（屋根）から下（庭・側溝）に除染を行います。

以下は、市で実施した除染の検証に基づく一般住宅の除染順序の一例です。

なお、本例は、比較的放射線量が高い住宅の全部を除染するものであり、放射線量が全般に低い場合及び屋根・壁等の形状、材質が高圧洗浄に適さない場合等には、雨どい、雨水桝等の雨水が集まる所、苔むした所等、放射線量が高い所に焦点を絞り除染することになります。

- ① 除染前モニタリング
- ② 標識設置、立入制限
- ③ 作業前の散水
- ④ ブラッシング・高圧洗浄
- ⑤ 植木の剪定、落ち葉の収集、草むしり、芝深刈り又は張替え
- ⑥ 枝払い、腐葉土除去、間伐、土側溝等の設置
- ⑦ 庭等の表土すき取り
- ⑧ 除去土壌の現場保管の準備及び現場保管の実施
- ⑨ 客土戻し
- ⑩ 除染後モニタリング

イ 具体的除染要領

○ 除染前・後モニタリング

- ①測定地点については、市と委託業者が協議のうえ決定します。
- ②測定地点は、各地点とも地上高 1cm、50cm、1m の 3 点を計測します。
ただし、屋根・壁及び雨どいについては、当該屋根等からの高さが 1cm の 1 点とします。
- ③住宅屋内及び集合住宅のベランダ等のモニタリングにおいて、居住者から住宅に入ることの許可を得られない場合は、当該居住者に計測器をお渡しして、計測をお願いすることとなります。
- ④作業間においても地上高 1cm のモニタリングを行い、除染効果を確認します。
委託業者は、作業間、作業後のモニタリングの結果、地上高 1cm で 1 μ Sv/時以上の場合は速やかに報告し、市の指示に従うこととしています。

市民の皆様のご協力を
お願いします。



○ 標識設置、立入制限

- ①除染作業を実施する前に、近隣の住宅等へ除染作業の実施時期、範囲、要領等について周知します。
- ②人・車の通行が想定される場所に除染作業実施中であることがわかる看板等を設置します。
- ③市街地、公共施設、集合住宅等、不特定多数の人が立ち入ることが想定される場合は、カラーコーン、ロープ等及び誘導員により立ち入りを制限し、住民等の安全対策を講じます。

市民の皆様のご協力を
お願いします。

○ 作業前の散水

ほこり飛散防止するため作業前に散水をします。



市民の皆様のご協力を
お願いします。

この際、庭、ベランダ等にタイヤ、自転車を置いている場合には、
除染作業前に整理・整頓及び粗大ごみの処分等をお願いします。



○ ブラッシング・高圧洗浄

- ①屋根、雨どい等に落ち葉、苔、泥等の堆積物がある場合は、まず、手作業等を取り除いた後、洗剤を散布し、放射性セシウムが付着しているほこり等を吸着させ、その後、苔、カビ等をブラッシングにより洗浄します。



- ②散水、ブラッシング及び高圧洗浄時には、隣接地に洗浄水等が飛散しないよう必要に応じて作業開始前までにシートで覆うなどの養生を施します。



- ③高圧洗浄は、洗剤を使用し、高圧（15MPa程度）による洗浄を基本としますが、建物等の状況、特に屋根、壁の材質により除染効果が異なることから、まず部分的に洗浄を行なって効果を確認したうえで、水圧を調整するとともに、全体の洗浄を行います。



④屋根に引き続き、壁、犬走り、塀、駐車場等を洗浄します。



⑤宅地内側溝、雨水桧の堆積物の除去及び高圧洗浄は、表土すき取りが完了してから行います。



⑥洗剤については、実証実験により効果及び安全性が立証された市が指定するものを使用します。

⑦散水、ブラッシング及び高圧洗浄の際に発生した放射性セシウムを含む可能性のある排水については、環境省が策定した「除染関係ガイドライン」を参考に可能な範囲で回収したうえで、上澄み水は側溝等に放流し、残さ物は、よく水を切り、表土のすき取りで発生した土壌と同様の処理を行います。

また、今後吸着剤を使用する放射性セシウムの低減化についても検討してまいります。

⑧集合住宅の壁の洗浄は、雨等により洗われて放射線量が低いことから実施しません。

また、ベランダ・外階段等は、事前のモニタリングにおいて高い放射線量を確認した場合、洗剤を使用したブラッシングを行い、特に放射性セシウムを含むと思われる苔及びカビを除去します。

○ 植木の剪定、落ち葉の収集、草むしり、芝深刈り又は張替え

①住居の庭等に放射性セシウムが付着した疑いがある落ち葉が存在する場合には、回収し袋詰めしたうえで、可燃ごみとして処理します。

- ②剪定の対象とする植栽の枝や幹の太さは 10cm 以内のものとしします。また、剪定した後は枝や幹の長さを 60cm 以内にして束ねて（束の直径は 30cm 以内）から、搬出します。
- ③原則として、植栽の伐採・伐根は行いません。
- ④植栽の剪定については、造園等の専門的な技術を要する剪定は除染の目的に鑑み行ないません。また、脚立等に対応可能な高さ（地上から約 4m）までを対象とします。



- ⑤芝は、深刈りを行いますが見られない場合は、剥ぎ取ります。この際、別途新しい芝を張り替えます。
- ⑥取り除いた草の根からは、確実に土を振るい落とします。

○ 枝払い、腐葉土除去、間伐、土側溝等の設置

- ①住宅からの距離が約 5m 以内にある常緑針葉樹等、特に屋根、壁にかかる樹木の枝払いを行ないます。
- ②腐葉土の除去の際は、土砂の流亡を防止するため放射線量の低減化に必要な最小限の面積を除き、表土を露出させないように注意し、また、急斜面等により土砂流亡等の恐れがある場合は、土のう、杭等による土留め処置を行ないます。
- ③密集した雑木林、笹藪等で腐葉土の除去ができない場合、幹の太さが約 10cm 以下の樹木を間伐又は必要に応じ伐採します。
- ④山林に隣接している住宅で、裏山等から直接雨水等が敷地内へ流入している場合は、再度の汚染を防止するため、幅約 30cm、深さ約 20cm 程度の土側溝の掘削又は土のうにより敷地外への水路を形成します。



※間伐・伐採及び水路の形成は、国における技術的な検討結果も踏まえ

た上で実施してまいります。

○ 庭等の表土すき取り、除去土壌の現場保管の準備及び現場保管

市民の皆様のご協力を
お願いします。

- ①表土すき取りの際には給排水管やガス管など埋設物の存在に十分注意し、表土を手作業の場合は約 1~3cm、機械作業の場合は、約 5cm すき取り、容器(状況によりランニング型フレキシブルコンテナ)に入れて、所有者の許可を得て敷地内に埋設又は地上設置により現場保管します。この際、すき取りは、土質により放射性セシウムの浸透の深さが異なることから、まず部分的(約 1 m²)にすき取りを行なって効果を確認した上で、すき取りの深さを決定します。
- ②現場保管の要領は、埋設の場合、放射性セシウムを含む可能性のある表土を約 3cm 程度すき取り、後で埋設するために容器等に入れておきます。また、表土より下から掘り上げた土は、可能な限り、後で庭に敷くためにシート等の上に集積します。



- ③埋設は、準備した穴にシート等を敷き、除去土壌を入れた容器等を放射線量の高い容器を下にして穴に入れ、さらにシート等で上を覆い、約 30~50 cmの土を被せて埋め戻します。



市民の皆様のご協力を
お願いします。

市民の皆様のご協力を
お願いします。

- ④地上設置の場合は、除去土壌を入れた容器等を汚染されていない土砂を入れた土のう等で周りを囲み遮蔽して保管します。
- ⑤容器については、市が指定するものを使用します。
- ⑥現場保管の位置、形態(埋設、地上設置等)は、敷地の所有者等と事前打ち合わせを行い決定します。また、埋設位置や状況を記入した図面を作成し、台帳に整理するとともに定期的に空間線量率の測定を行います。この際、個人(除染業者に委託)及び企業等で除染を行い現場保管し

た場合は、別紙「除去土壌等保管届出書」により、支所等を通じ市へ報告する必要があります。

- ⑦現場保管場所には、保管されていることが明確に判るように表示を行います。
- ⑧市が設置する仮置き場又は一時保管場所（仮々置き場）が完成し、住宅の除去土壌の集積が可能となった場合又は、国が設置する中間貯蔵施設が稼動した時点で、現場保管した除去土壌を回収し、仮置き場等へ運搬します。

○ 客土戻し

- ①客土戻しについては、基本的にすき取った表土と同量を戻すこととし、戻す客土の種類についても、原則として現状と同等にします。



- ②使用する客土については、使用前に採取地でサンプルを採取し、空間線量の低い室内等で放射線値を計測して、市の承諾を得たものを使用します。

(2) 道 路

ア 除染順序

除染順序は、住宅の除染と同様に、除染前後に放射線量の測定をするとともに、側溝の上流から下流へ洗浄することになります。

道路側溝、特に集水桝等は放射線量が高い場合がありますので委託業者や経験者が土砂上げを行うようになります。

以下は、市で実施した除染の検証に基づく生活路等の除染順序の一例です。

- ① 除染前モニタリング
- ② 作業前の散水
- ③ 路肩の除草
- ④ 路肩土砂入れ替え
- ⑤ 街路樹の剪定等
- ⑥ 道路構造物等清掃

- ⑦ 路面清掃
- ⑧ 側溝清掃
- ⑨ 除染後モニタリング

イ 具体的除染要領

○ 除染前・後モニタリング

- ① 1断面についての測定高さは、地上から1cm、50cm、1mとし、道路形状、材質に応じ測定箇所を決定します。
- ② 除染前と後は、同一箇所を測定します。

○ 作業前の散水

- 道路除染時は、天候に留意し、ほこり飛散を防止するため作業前に散水をします。

○ 路肩の除草

- ① 路面及び路肩（幅1m程度）に雑草が茂っている場合には、除草し、回収して袋詰めしたうえで、可燃ごみとして処理します。
- ② 路肩にゴミ等がある場合には、可燃物・不燃物に選別・回収し、可燃・不燃ごみとして処理します。



- ③ 植樹柵・植樹帯に雑草等が茂っている場合にも除草を行いません。

○ 路肩土砂入れ替え

- ① 作業前のモニタリングにより、路肩土砂の放射線量が高い場合、路肩路幅1m程度の表土の入れ替えを行います。



- ②入れ替えの厚さについては、3cm を標準としますが、線量低減効果が
見込めない場合には、市と委託業者が協議の上決定します。
- ③撤去した土砂については、指定された仮置き場に搬出します。
- ④土のうの表面(1cm 離れた位置)の空間線量率を測定して、土のう表
面に表示するとともに記録します。
- ⑤運搬にあたっては、土砂が周辺に飛散しない措置を講じます。

○ 街路樹の剪定等

- ①樹木周辺の除草、落ち葉の除去を行ないます。
- ②除草等によって除染効果がない場合、表土の入替えを行います。
- ③さらに除染効果が低い場合は、街路樹の剪定、枝打ちを行ないます。
この際、高木の樹皮については、高圧洗浄機により洗浄します。

○ 道路構造物等清掃

- ①道路構造物（標識等）はふき取り作業を標準とします。
- ②ふき取り作業ができない場合には、市と委託業者が協議の上その要
領を決定します。

○ 路面清掃

- ①高圧洗浄機による清掃の前段に、路面にあるゴミ（落ち葉・空き缶
等）や土砂は、清掃します。
この際、ゴミは、回収して袋詰めしたうえで、可燃・不燃ごみとし
て処置し、土砂は仮置き場に搬出します。
- ②清掃作業完了後、洗剤（中性洗剤等）を使用し、高圧洗浄機により
洗浄します。
また、洗剤については、実証実験により効果及び安全性が立証され
た市が指定するものを使用します。
- ③洗浄に併せて手作業によるブラシ洗浄も行います。
高圧洗浄により周りの汚染されていない壁などに飛び散らせないよ
うに留意します。



○ 側溝清掃

① ゴミ（落ち葉・空き缶等）や土砂を清掃します。

この際、ゴミは、回収して袋詰めしたうえで、可燃・不燃ごみとして処理し、土砂は仮置き場に搬出します。

② 側溝内にある水分を多く含んだ土砂については、麻袋等に入れ、口を紐でしっかり縛り、2～3日側溝脇に麻袋を置き、土砂の水分を切ります。

また、土砂を入れた麻袋から埃が舞うことを防止するため、ゴミ袋を上から被せます。

麻袋は、後日、市が委託した業者が回収します。



③ 高圧洗浄機とデッキブラシ等で歩道、側溝等を洗浄します。



(3) 生活空間の森林

ア 除染順序

住宅、道路と同様に、除染前後に空間線量率の測定をするとともに、標高の高いところから下へ実施することになります。

また、森林は住宅等から約20m程度の範囲を除染し、放射線量の低減状況を確認しつつ、その範囲を決定します。

ただし、除染を行なう場合は、森林の面積は大きく膨大な除去土壌が発生することとなり、また、災害予防など森林の多面的な機能が損なわれないように実施する必要があります。

① 除染前モニタリング

② 間伐、枝払い、草刈、落ち葉・腐葉土の除去及び収集

③ 土側溝等の設置

④ 運搬

⑤ 除染後モニタリング

イ 具体的除染要領

○ 除染前・後モニタリング

- ①モニタリング地点は、各森林等約 10m 間隔のメッシュを基本として測定するものとし、不可能な場合は市と委託業者が協議の上、決定します。
- ②モニタリングは、各地点とも地上高 1cm、50cm、1m の 3 点を測定します。また、作業間においても地上高 1cm 及び 1m のモニタリングを行い、除染効果を確認します。
- ④除染前と後は、同一箇所を測定します。

○ 間伐、枝払い、草刈、落ち葉・腐葉土の除去及び収集

- ①間伐、枝払いの対象とする樹木の枝や幹の太さは 10cm 以内としています。
- ②樹木の伐根は行わないこととしています。
- ③枝払いについては、脚立等に対応可能な高さ（地上から約 4m）までを対象とします。



除染関係ガイドライン抜粋

また、さらに高所の枝払いが必要な場合は、市と委託業者が協議し実施します。

- ④落ち葉・腐葉土を除去します。
また、取り除いた草の根からは、確実に土を振るい落とします。



ボランティアの皆さんの支援

- ⑤落ち葉・腐葉土の除去の際は、土砂を流亡させないため広い面積の表土を露出させないように注意するとともに、急斜面等により土砂流亡等の恐れがある場合は、土のう、杭等による土留め処置を行ないます。



除染関係ガイドライン抜粋

- 土側溝等の設置
山林に隣接している住宅で、裏山等から直接雨水等が敷地内へ流入している場合は、再度の汚染を防止するため、幅約 30cm、深さ約 20cm 程度の土側溝の掘削又は土のうにより敷地外への水路を形成します。
 - 運搬
 - ①間伐、枝払いした枝や幹は、長さを 60cm 以内にして束ねて（束の直径は 30cm 以内）から、可燃ごみとして処理します。
 - ②運搬時に枝葉などを撒き散らすことがないように、十分に配慮します。
- (4) 農地[水田・畑地]
- ア 除染順序
農地、特に水田・畑地の除染作業にあたっては、現況地目や汚染セシウムの濃度に加えて、これまでの耕起の有無に応じて適切な方法を探ることになります。
また、作業にあたっては、土ぼこり等の飛散防止に留意する必要があります。
 - イ 具体的除染要領
(耕作されている場合)
 - 除染前・後モニタリング
 - ①測定高さは、地上から 1cm、1m とし、対象の面積、地形等に応じ測定箇所を決定します。
 - ②除染前と後は、同一箇所を測定します。
 - 吸着資材の散布
除染前に、吸着資材を散布します。

○ 反転耕又は深耕

- ①反転耕は、プラウを使用し表層部の放射性セシウムを土壌深部へ埋め込みます。耕起前に吸着資材を散布し、放射性セシウムの土壌固定を促進します。耕深は、30cm を目標とします。
- ②深耕は、ロータリーを使用し土壌中の放射性セシウムをより多くの土壌と均一に攪拌し希釈させます。耕起前に吸着資材を散布し、放射性セシウムの土壌固定を促進します。耕深は、30cm を目標とします。



除染業務に係る技術指針抜粋



除染関係ガイドライン抜粋

- ※反転耕・深耕により耕盤を破壊する場合や礫が含まれる層など作土として不適切な土壌が上層にくる場合は、耕深を浅く設定します。
※上記の方法のほか、必要に応じ福島県農林地等除染基本方針（農用地編）等に準拠します。

（耕作されていない場合）

- 除染前・後モニタリング
耕作されている場合と同じ

- 除草
表層の除草、落葉の除去を行いません。

- 表土削り取り、反転耕又は深耕

- ①表層部の放射線量に応じ、表土削り取り、反転耕又は深耕を行いません。
- ②表土の削り取りした除去土壌は、現場保管又は、市が設置する仮置き場に集積が可能な場合、仮置き場に搬出します。

市民の皆様のご協力を
お願いします。

- 土壌改良・施肥

表土削り取り、反転耕又は深耕した後は、地力の回復のため、土壌改良資材や肥料を施用します。

(5) 農地〔樹園地〕

ア 除染順序

樹園地は、土壌と樹体に付着した放射性セシウムの除染対策が必要です。このため、除染は樹体対策と土壌対策を組み合わせる講じることが有効です。

除染順序は、除染前・後に空間線量率の測定をするとともに、原則として樹体の洗浄が終了した後に土壌を除染します。

イ 具体的除染要領

○ 除染前・後モニタリング

- ①測定高さは、地上から1cm、1mとし、対象の面積、地形等に応じ測定箇所を決定します。
- ②除染前と後は、同一箇所を測定します。
- ③樹体表面についても放射線量を測定します。

○ 樹体の洗浄や粗皮削り

高圧洗浄機による樹体の洗浄や粗皮削りを実施します。



除染関係ガイドライン抜粋

○ 側枝の間引き等

大型化した側枝の間引きや側枝の更新、混み合った園地の縮・間伐、放射性セシウムが直接付着した旧枝のせん除を実施します。

○ 除草及び表土の削り取り

- ①必要に応じて除草を行った後、樹体を傷つけない範囲での表土の削り取りを実施します。
 - ②削り取った粗皮等は、現場保管、除去土壌は、現場保管又は市が設置する仮置き場に集積が可能な場合、仮置き場に搬出します。
- ※上記の対策を実施しても空間線量が低下しない園地では、計画的な改植（同時に表土除去）を実施します。

市民の皆様のご協力を
お願いします。

(6) 農地[牧草地・畦畔等]

ア 除染順序

牧草地・畦畔は、他の農地と同様の作業前・後のモニタリングを実施するとともに、地形、面積、周辺施設の状況及び放射線量によりその要領を決定します。

イ 具体的除染要領

○ 牧草地

- ①草の剥ぎ取り（リター【枯葉等の残さ物】層とルートマット【牧草の根が張る部分】層の除去を含む）及び吸着資材を散布して反転耕、深耕を行い、草地更新を実施します。
- ②中山間地域等で、表土が浅く反転耕や深耕ができない地域では、牧草の剥ぎ取り及び客土を行ったうえで、草地更新を実施します。

○ 畦畔等

畦畔等の除草や必要に応じて用水路等の底質土の除去、周辺施設等の洗浄等を実施します。

除去土壌等保管届出書

年 月 日

福 島 市 長

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第39条第3項の規定により、図面（敷地略図）を添えて届け出ます。

保 管 に 関 す る 事 項	所 在 地		
	土地の所有者等の氏名又は名称		
	土地の所有者等の住所		
	土地の所有者等の電話番号		
	保管を行う者の氏名又は名称		
	保管を行う者の住所		
	保管を行う者の電話番号		
	保 管 の 状 態		
	保管する除去土壌等の種類		
	保管する除去土壌等の数量 (m ³)		
空間線量	保管開始前 (μSv/h)		
	保管開始後 (μSv/h)		
保 管 開 始 年 月 日		年 月 日	
備 考			

(日本工業規格 A列4番)

記載例

<p style="margin: 0;">除去土壌等保管届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">福島市長</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">届出者 福島太郎</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">住所 福島市五老内町3番1号</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">氏名 福島太郎</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">電話番号 535-1136</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第39条第3項の規定により、図面(敷地略図)を添えて届け出ます。</p>		
保管に関する事項	所在地	福島市五老内町3番1号
	土地の所有者等の氏名又は名称	福島太郎
	土地の所有者等の住所	福島市五老内町3番1号
	土地の所有者等の電話番号	535-1136
	保管を行う者の氏名又は名称	〇〇建設株式会社 (本人の場合は、本人と記載)
	保管を行う者の住所	福島市〇〇
	保管を行う者の電話番号	525-0000
	保管の状態	現場保管(埋設方式 覆土30cm)
	保管する除去土壌等の種類	庭等の土砂、駐車場の砂利
	保管する除去土壌等の数量(m ³)	約60m ³
空間線量	保管開始前(μSv/h)	2.78 μSv/h *除去土壌1cm上
	保管開始後(μSv/h)	0.23 μSv/h *覆土1cm上
保管開始年月日		平成24年4月1日
備考	市が現場確認及び放射線測定に来る時は、連絡願いたい。 付紙「平面図」	

(日本工業規格 A列4番)

